事　務　連　絡
令和７年２月２７日

三重県土地家屋調査士会
　会長　川井　一浩　様

明和町建設課
課長　西尾　直伸
（公　印　省　略）

明和町筆界確認事務要綱の周知について（依頼）

平素は、町行政の推進に関し、格別のご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、標記の件につきまして「明和町筆界確認事務要綱」を策定しましたので、下記の町ホームページへ掲載いたしました。

つきましては、令和７年４月１日以降、この要綱に準拠していただくよう、会員の皆様へ周知いただきますようお願い申し上げます。

お手数をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

【町ホームページURL】
https://www.town.meiwa.mie.jp/kurashi/doro_kotsu/doro/3245.html

【事務担当】
明和町 建設課 管理用地係　宮本、渡辺
〒515-0332
三重県多気郡明和町大字馬之上945番地
TEL：0596-52-7119／FAX:0596-52-7136

この度明和町町有財産管理の最適化、他の法制度との整合を図るため、境界確認手続きを変更します。要点は以下の通りです。

①従来境界確認と称していたものを筆界確認とし、確認する対象を明確化します。

※筆界とは不動産登記法第１２３条第１号に規定されるもので、登記された地番の境です。

②関係者の現地確認を必須とします。

③従来取り交わしていた境界確定書を筆界確認書とします。

筆界確認申請は、別途明和町筆界確認事務要綱に基づいて行ってください。

この取り扱いは令和７年４月１日から実施します。

手続きの流れ

①申請人が筆界確認申請を明和町に提出

↓

②明和町が調査の上参考資料があれば申請人に提供

↓

③申請人にて現地事前調査の上筆界案を作成し明和町に提出

↓

④申請人にて現地立会の日時設定

↓

⑤現地立会の実施

↓

⑥申請人にて現地測量し筆界確認書、筆界確認図を作成し明和町に提出

明和町筆界確認事務要綱

【定義】

明和町において確認する境界とは、不動産登記法第１２３条第１号に規定される筆界とする。

（解説）境界と言っても筆界、所有権界、公物管理界等が存在するところ、不動産の権利客体である登記記録を構成する筆界につき確認することを明確にするものである。これにより地籍調査、法務局における表示登記制度、筆界特定制度、裁判所における筆界確定訴訟等との整合を図るものである。

【申請】

自己所有地（以下申請地）と明和町所有地との筆界を確認する必要がある場合には、別途様式１に定める筆界確認申請書を提出するものとする。

申請権限を有するのは申請地の所有権登記名義人、その一般承継人および特定承継人とする。複数人の場合は原則全員からの申請とする。

上記申請書には以下の書面を添付する。

ただし、土地家屋調査士等の実務取扱者が存しない申請においては②から⑤は必要としない。

①位置図

②法務局備付地図または地図に準ずる図面

③法務局備付和紙図面等原始筆界の記された図面

④登記事項証明書（官民筆界を確認する申請地、明和町所有地、隣接地、対側地のもの。官民筆界に関係しないものは不要、登記情報提供サービス取得情報でも可。）

⑤地積測量図（筆界確認の際参考となるもの）

⑥委任状（筆界確認申請を委任する場合）

⑦申請人と土地所有権登記名義人との関係を証する書面

（所有者が死亡している場合は相続証明情報、法人の場合は代理権限証明情報、成年被後見人の場合は成年後見登記事項証明書、など必要に応じ添付）

⑧その他必要に応じた書面

（解説）法務局備付地図に準ずる図面は電子化の際筆界線や地番が誤って表記されていることがあるため、法務局備付和紙図面等原始筆界の記された図面を調査するものとし、必要に応じて旧土地台帳や分筆申告書も調査するものとする。

【筆界案】

現地立会までに、申請地および明和町所有地の確認を要する筆界につき、申請人において客観的資料および現地の状況等より筆界案を作成、提出するものとする。
復元可能な筆界情報が存在する場合は、申請人において必ず現地立会までに復元するものとする。
ただし、土地家屋調査士等の実務取扱者が存しない場合においてはこの限りでない。

【現地立会】

現地立会の日程調整、関係者への連絡は申請人にて行う。
確認を必要とする筆界線に接する、明和町、申請地、隣接地、対側地の所有者またはその代理人の現地立会をもって筆界を確認する。都合により同時に現地立会できない場合は別途立会するものとし、いずれかの現地立会が得られない場合は筆界確認不能とする。ただし、客観的な資料により筆界が明確である、または所有者の所在が遠方であるところ書面にて確認することができる場合はこの限りでない。
隣接地、対側地の立会は現地の状況に応じて要否が分かれるため、明和町担当者と協議するものとする。
地元代表者の出席は必要としない。
現地立会においては申請人、もしくは代理人が進行を行うこと。
ただし、土地家屋調査士等の実務取扱者が存しない場合においてはこの限りでない。
（解説）従来では現地立会が得られなくても、境界確定書に押印することで境界の確認を得たこととしていた場合もあったが、あくまでも現地にて立会、確認することを重視するものである。所有者が遠方であるため書面にて確認する際には現地の写真、図面等の資料にて行い、筆界確認ができた書証を明和町に提出するものとする。
地元代表者に関しては筆界を確認する権限は所有者のみであるところ、法的根拠がないため立会を必要としない。現地立会においては申請人が主催であるところ責任をもって進行することとし、明和町は申請地の隣接地所有者の立場であることから、積極的な進行は行わない。

【筆界確認書】

現地にて筆界確認の後、必要がある場合には別途様式２に定める筆界確認書を申請人にて作成し明和町に提出するものとする。前記筆界確認書には民有地間の境界合意事項は記載しないものとする。
（解説）法的に筆界（境界）を確定できるのは裁判官のみであることから取り交わす書面の名称を筆界確認書とする。
一連の手続きにおいて確認するのは申請地と明和町所有地との筆界であり明和町は民有地と民有地の筆界については当然ながら関与しないところ、民民

界について合意の記述がある境界確定書の保管、管理を明和町は行わない。
所有者が共有、または相続人が複数の場合は全員の署名を原則とするが、様々な事情があるところ、「表示に関する登記における筆界確認情報の取扱いに関する指針（令和４年４月１４日付け法務省民二第５３６号依命通知）第３筆界が明確であるとは認められない場合のおける筆界の調査・認定」に準じて取り扱うこととする。

【その他】

この要綱に定めるもののほか必要な事項は町長が別に定める。

付　則

この告示は、令和7年４月１日から施行する。

様式１

筆　界　確　認　申　請　書

令和　　年　　月　　日

明和町長　　様

（申請人）住　所
氏　名
連絡先

（代理人）住　所
氏　名
連絡先

下記土地について筆界を確認していただきたいので申請します。

記

１　土地所在

（申請人所有地）多気郡明和町大字　　字　　番

（明和町所有地）多気郡明和町大字　　字　　番

２　添付書面

①位置図
②法務局備付地図または地図に準ずる図面
③法務局備付和紙図面等原始筆界の記された図面
④登記事項証明書（官民筆界を確認する申請地、明和町所有地、隣接地、対側地のもの。官民界に関係しないものは不要、登記情報提供サービス取得情報でも可）
⑤地積測量図（筆界確認の際参考となるもの）
⑥委任状（筆界確認申請を委任する場合）
⑦申請人と土地所有権登記名義人との関係を証する書面
（所有者が死亡している場合は相続証明情報、法人の場合は代理権限証明情報、成年被後見人の場合は成年後見登記事項証明書、など必要に応じ添付）
⑧その他必要に応じた書面

【筆界確認申請書作成時の注意点】

（１）申請人や申請地が複数になる場合などはその都度書式を編集してください。

（２）法定外公共物を用途廃止、払下をするため対側地の筆界を確認する必要がある場合、元来申請人には対側地の筆界確認申請権限がないところ、明和町が法定外公共物所有者権限にて対側地の筆界確認を行うこととします。前記の場合には、筆界確認申請書に「法定外公共物を用途廃止、払下するため対側地の筆界確認が必要である」旨明記してください。

（３）申請時点にて筆界案を作成している場合は添付してください。

委　　任　　状

私儀（住所）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（氏名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様を

代理人と定め下記の権限を委任いたします。

記

土地所在

（申請人所有地）多気郡明和町大字　　字　　番

（明和町所有地）多気郡明和町大字　　字　　番

上記私所有の土地と明和町所有地との筆界確認申請に関する行為の権限。

年　　月　　日

明和町長　　様

住　　所

氏　　名

様式２

筆　界　確　認　書

多気郡明和町（以下甲という。）と　　（以下乙という。）とは下記の土地の筆界につき、次のとおり確認した。

１　筆界を確認した土地の表示

甲の土地

乙の土地

２　立会い年月日　　令和　　年　　月　　日

３　甲及び乙の筆界の位置

別紙測量図朱線のとおり。

令和　　年　　月　　日

（甲）

住　所　多気郡明和町大字馬之上９４５番地

氏　名　多気郡明和町長

（乙）

住　所

氏　名

【筆界確認書作成時の注意点】

（１）申請人（乙）につき、自然人の場合は自署による署名、法人の場合は記名及び代表者印の押印とします。

※申請人の印鑑証明書は不要です。

（２）筆界確認書には筆界確認図を添付し、図面作成者の印により契印をしてください。 筆界確認図の作成に当たっては、確認した筆界線を朱書きするとともに境界標を表示し、所在、地番、縮尺、方位、辺長、座標値等を記載し、図面作成者の押印をしてください。 座標値に関しては、近傍に基準点が存在する場合には世界測地系座標とし、近傍に基準点が存在しない場合には任意座標値とし恒久的地物による引照点を２点以上設置してください。

（３）筆界確認書は申請人ごとに各２通作成し提出してください。 明和町の押印のうえ１通を申請人にお渡しします。

（４）上記以外に法定外公共物を用途廃止、払下をするため対側地の筆界を確認する必要がある場合、図面には申請地および対側地につき（２）の記載を行い、筆界確認書には筆界を確認した申請人、対側地所有者につき（１）を行い、明和町を含めたそれぞれが保管できる通数を作成してください。